

平成十六年八月十一日受領
答弁第五七号

内閣衆質一六〇第五七号

平成十六年八月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員井上和雄君提出徳島県における自衛官死亡捜査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井上和雄君提出徳島県における自衛官死亡捜査に関する質問に対する答弁書

第一について

お尋ねの事件については、徳島県警察及び徳島地方検察庁において、所要の捜査を尽くしたものと承知している。また、御指摘の問題点等については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

第二について

一般に、シートベルトを着用していない等のため運転者の上体の拘束が十分でない場合に、事故発生時に身体がエアバッグに衝突し、胸部、腹部等に何らかの傷害を受ける危険性があることは、従来から認識しているところである。また、これまでエアバッグにより胸部大動脈損傷が起こった例については、承知していない。

第三について

個別具体的な事件における捜査機関の判断にわたる事項については、答弁を差し控えたい。一般に、エアバッグにより胸部大動脈損傷が起こり得るかどうかについては承知していないが、エアバッグについて

は、シートベルトの適切な着用を前提としているものであって、運転者等がハンドルにもたれかかったり、ダッシュボードに足をかけたりしている場合には、何らかの傷害を受ける危険性があることは認識しており、これらの危険性について、国土交通省のホームページ等に掲載しているほか、関係団体の協力を得て、自動車の使用者に対して啓発しているところである。